

令和6年度 産業イノベーション創出支援事業 公募概要

【公募期間：令和6年4月5日（金）～令和6年5月10日（金）】

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会では、産学官連携等による事業化の実例・成功例を創出し、地域経済の更なる発展と地域産業の振興を目的とした各種事業を実施しております。

本事業はその一環として、市内の事業者や高等教育機関が開発する新たな商品やサービス、技術等について、それまでのモノや仕組みに対し、新しい発想や技術を取り入れることで、新たな価値の創造、社会や暮らしへのよりよい変化をもたらす、新産業の創出、地域産業の活性化に貢献することが見込まれる取組みを公募し、**委託による資金補助や産学官連携コーディネータによる進捗管理など、事業化に向けた総合的な支援**を行うものです。

※本紙は事業の概要説明です。応募に当たっては必ず「公募要領」「提案書記載要領」をご覧ください。

【公募概要】

I 産業イノベーション創出事業

	通常枠	デジタル枠	スタートアップ枠
対象事業 テーマ	福島イノベーション・コースト構想の重点分野※1をはじめとしたものづくり分野及びデジタル化、脱炭素化等の新たな成長分野における事業化等を目的とした研究開発や製品開発、実用化実証、事業可能性調査等の取組み ※1 「廃炉」「ロボット・ドローン」「エネルギー・環境・リサイクル」「農林水産業」「医療関連」、「航空宇宙」の6分野	DX(デジタルトランスフォーメーション)に資する革新的なサービスや製品等の試作品の開発、実用化実証、事業可能性調査等の取組み 例) AI・IoT、センサー、デジタル技術等を活用した遠隔操作や自動制御、プロセスの可視化等の機能を有する製品・サービスの開発等	スタートアップが社会実装を目指すサービスや製品等の試作品の開発、実用化実証、事業可能性調査等の取組み
対象 事業者	いわき市に事務所・事業所等を有する民間事業者又は高等教育機関	以下の両方を満たすもの ・いわき市に事務所・事業所等を有する民間事業者 ・高等教育機関との連携案件であること	以下のいずれかを満たすもの ・いわき市内に事業拠点を有し、事業を開始してから5年を経過していない個人又は法人 ・市創業者支援室の入居者
委託金額	【通常枠、スタートアップ枠】 ア 産学連携事業（加点対象） いわき市に事務所・事業所等を有する民間事業者と高等教育機関による連携体 イ 産産連携事業（加点対象） いわき市に事務所・事業所等を有する民間事業者同士による連携体 ※ア、イ共に申請主体がいわき市に事務所・事業所を有していれば、連携先はいわき市以外でも可 ※ デジタル枠については、「ア 産学連携事業」であることが必須となります。		
	1件あたり原則として 上限 275万円以内 とし、全ての委託金額の合計は 約 1,650万円 内訳は、通常枠で 約 1,100万円（4件程度） 、デジタル枠で 約 275万円（1件程度） 、スタートアップ枠で 約 275万円（1件程度） （実際の事業数、委託金額については、予算の範囲内において、応募状況を考慮して決定） ※総事業費が275万円以上の事業（275万円を超えた額について、自己資金で事業を実施する申請案件）も提案対象となります。尚、審査結果を考慮し、申請時の概算所要額又は550万円のいずれか低い額を上限として、委託金額を増額調整する可能性もあります。 ※総事業費の下限額は100万円となります。		

II 次世代エネルギー関連事業

対象事業 テーマ	水素エネルギー関連分野や電気自動車・燃料電池自動車等に搭載されるバッテリー関連分野など、次世代エネルギーの利活用により新技術・新製品の開発や実用化実証、事業可能性調査等を行い、製造・販売等の事業化を図ろうとする取組み
対象 事業者	いわき市に事務所・事業所等を有する民間事業者又は高等教育機関 ア 産学連携事業（加点对象） いわき市に事務所・事業所等を有する民間事業者と高等教育機関による連携体 イ 産産連携事業（加点对象） いわき市に事務所・事業所等を有する民間事業者同士による連携体 ※ア、イ共に申請主体がいわき市に事務所・事業所を有していれば、連携先はいわき市以外でも可
委託金額	1件あたり原則として 上限 275 万円 以内とし、全ての委託金額の合計は 約 550 万円（2 件程度） （実際の事業数、委託金額については、予算の範囲内において、応募状況を考慮して決定） ※総事業費が 275 万円以上の事業（275 万円を超えた額について、自己資金で事業を実施する申請案件）も提案対象となります。尚、審査結果を考慮し、申請時の概算所要額又は 550 万円のいずれか低い額を上限として、委託金額を増額調整する可能性もあります。 ※総事業費の下限額は 100 万円となります。

共通項目（I 産業イノベーション創出事業 / II 次世代エネルギー関連事業）

対象経費	研究開発費等の一部を支援する。（予算の範囲内で 10 分の 10） ・ 研究開発費は、人件費・報償費・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・委託料・使用料賃借料・特許等認証取得経費など、事業実施に必要な経費とし、うち、人件費と事業費の合計金額（委託費は含まない）の 10%以内の額（小数点以下切捨て）において一般管理費（使途不問）を計上することができる。但し、20 万円（税込）以上の財産取得は不可とする。 ・ 民間事業者等の運営経費は対象外とし、委託の内容及び経費は、採択後に当協会と協議の上決定する。
採択者の 義務	・ 採択者は、事業に関するアドバイス及び進捗管理等のため、協会に所属する産学官連携コーディネータの支援を受けるものとする。 ・ 採択者は、月に一度、産学官連携コーディネータ・事務局に対し定例報告を行うものとする。 ・ 採択者は、事業完了後、3 年間は、当協会からの求めに応じて、成果、経過等を報告するものとする。 ・ 採択者は、当協会が主催する成果報告会及び催事等（展示会、マッチングイベント等）に参加するものとする。
事業期間	事業期間は、本公募採択後の契約締結日（令和 6 年 6 月中旬予定）から、令和 7 年 2 月 28 日までとする。また、成果報告書提出期限は令和 7 年 3 月 7 日とする。 （別途、成果報告を実施いただきます）
選定方法	当協会が別途審査会を設置し、提案された全ての案件について書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し決定。 （評価項目は、「優位性」・「市場性」・「確実性」・「実施体制」・「地域産業への波及効果」などのほか、テーマに応じた評価項目を審査し決定） ※プレゼンテーション審査の方法については別途定め、提案者に連絡いたします。 尚、応募多数の場合は、必要に応じて一次審査（書類審査）を実施する場合があります。

<その他>

- ※ 成果物に係る知的財産権等の取扱いについては、委託契約締結時に報告の義務等の通知手続きを行うことにより、提案者の帰属とすることが可能です。
- ※ 本申請に関する内容につきましては、審査以外の目的には使用しません。但し、採択となった場合には、提案者名（連携者名）・代表者名・住所・業種・資本金・従業員数・採択事業名・事業概要（100字程度）等をホームページ等で公表することがあります。
- ※ 提案しようとしている事業に対し、令和6年度にいわき市の補助金・委託料が交付・支払いされている場合は、当該事業は対象とならない場合もあります（別途協議を行います）。
- ※ 国や県等の補助制度を活用されている場合は、原則として当該経費部分（国や県等から補助された部分）は対象経費になりません。
- ※ 令和5年度の「産業イノベーション創出支援事業」の採択事業者についても、複数年事業での採択の有無を問わず本事業に提案することが可能です。

【応募方法】

(1) 応募書類（「提案書記載要領」をご覧ください）

応募書類は下記の提出書類一式を電子データで提出してください。

※電子データは提案書（様式1）（様式2）（様式3）（様式5）（様式6）⇒ **Word形式**、（様式4）⇒ **Excel形式**、（様式5 参考資料）（決算書類）⇒ **PDF形式等**（スキャンデータ）とし、電子メール添付にて提出してください。

※応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

※（様式5 参考資料）（決算書類）については、スキャンができない場合のみ紙媒体での提出も可とします。尚、応募書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

提出書類		主な記載内容
（様式1）	提案者概要書	提案事業名称、提案者の区分・概要、担当者連絡先、経営状況等
（様式2）	提案概要説明書	事業の概要、これまでの取組みを踏まえた現状の課題とその解決方法、今年度の実施体制、将来の展望等（最大4枚までにとりまとめ）
（様式3）	事業実施スケジュール	事業の実施スケジュール ※事業計画全体の始期（着手）及び終期（完了）を明記し、各期の主な取組みのスケジュールを記入
（様式4）	概算所要額	事業に必要な費用の概算、立替資金の計画
（様式5）	参考資料一覧	提案事業者の経歴・概要、及び（様式2）の記載内容の詳細を示す資料等の一覧
（様式6）	過年度からの継続事業について	過年度に採択を受けた事業の継続案件の場合、過去に本事業に採択された案件の実施内容、成果、継続している課題等を記入
決算書類		直近2期分の決算書類（財務諸表） ※例：損益計算書、貸借対照表など

※記載内容のポイント等は、「提案書記載要領」に例示しておりますのでご参照ください。

※また、提案書の書式は、下記のホームページからダウンロードできます。

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会ホームページ URL：<https://iwaki-sangakukan.com/>

【参考資料について】

提案書の（様式2）の記載内容の詳細を示す参考資料を自由に添付することができます。

参考資料を添付した場合は、様式5に一覧表を記載していただきます（参考資料は必要最小限にとどめることとし、冊子等に記載された資料を添付する場合は、該当箇所のコピーに出典を記載して添付してください）。

尚、添付する参考資料は原則として全て電子データ（PDF形式等）とし、サイズはA4サイズに統一してください（B5やA3サイズなどは不可）。

(2) 応募書類受付期間

令和6年4月5日(金) ～ 令和6年5月10日(金) 17時まで必着

※応募資格を有しない方(2ページの「(1) 提案主体(対象者)」をご確認ください)又は、応募書類に不備がある場合には受理できません。

※応募書類の不備について、指示又は連絡を受けた場合に、事務局が指定する期限までに整備できない時は、提案を無効とさせていただきます、この場合は提出された電子データは削除いたします。

(3) 応募先及び問い合わせ先

応募書類は**原則として電子メール添付**により公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局に提出してください(紙媒体での提出は不要です)。

電子メールの件名には「**令和6年度 産業イノベーション創出支援事業提案書(御社名)**」と記入し、応募書類データを添付して送付してください。

(添付データは10MBまで受信可能です。10MBを超える場合はメールを複数に分けて送信いただくか、事前に事務局までご相談ください)

尚、応募資料の内容等について、担当職員が問い合わせをする場合があります。

【応募・問合せ先】

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会

〒970-8026 いわき市平字田町120番地 LATOV 6階 いわき産業創造館内

TEL : 0246-21-7570 FAX : 0246-21-7571

E-Mail : icsn@iwaki-sangakukan.com ※応募書類の提出先アドレスもこちらになります。

担当 : 長瀬

【参考：本事業に関連する助成制度など】

○ いわき市の中小企業融資制度

いわき市では、中小企業の金融の円滑化を図るため、融資の原資を市内金融機関に預託し、低利の融資制度を設けています。

1. 中小企業融資制度
2. 中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度
3. 無担保無保証人融資制度
4. 創業者支援融資制度
5. 新産業事業化支援融資制度(つなぎ融資)

詳しい内容(要件、融資限度額、金利等)については、下記URLからHPをご覧ください。

(<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002889/index.html>)

また、具体的な相談等については、いわき市 産業振興部 産業チャレンジ課 産業支援係まで直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】

いわき市 産業振興部 産業チャレンジ課 産業支援係 (電話) 0246-22-1126